

立教大学特定課題研究員規程

施行 2011年4月1日
改正 2013年5月16日
改正 2014年5月1日

(目的)

第1条 立教大学(以下「本学」という。)は、学術研究の推進を目的として、特定課題研究員を任用することができる。

2 この規程は、特定課題研究員に関し、必要な事項を定める。

(職務)

第2条 特定課題研究員は、学術研究推進の目的を達成するため、本学において研究の推進を図り、一定の期間、研究、調査、指導、助言等(以下「研究活動等」という。)に従事する。

(任用資格)

第3条 特定課題研究員の任用資格は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本学において、専任教員、教育講師、特任教員、助教、学術調査員、ポストドクトラルフェロー、プログラム・コーディネーター、法務講師又はキャリア支援コーディネーター、教育研究コーディネーターであった者で、定年又は契約期間が満了若しくは中断の為に、本学を離職した者
- (2) 前号の在職中に、研究代表者又は研究分担者として外部資金等に申請した研究計画が、在職中又は本学離職後に採択され、当該研究を、本学離職後に実施する者
- (3) 第1号で定める離職後、前号の研究計画を継続する資格を有していない者

2 前項第2号の外部資金等には、間接経費又は一般管理費を含むものとする。ただし、政府系外部資金については、この限りでない。

(任用期間)

第4条 特定課題研究員の任用期間は、1年以内とする。ただし、前条第1項第2号で定める研究計画が採択された期間を限度として、更新することができる。

(任用の決定)

第5条 学部・研究科、研究所・研究センター、部局等の機関は、任用資格を満たす者を、特定課題研究員として受け入れることができる。

2 特定課題研究員の任用は、部長会の議を経て、総長が行う。

3 前項において、学部・研究科及び研究所及び研究センターが受け入れる場合は、各機関長の推薦を必要とし、部局等が受け入れる場合は、部局長等による確認を必要とする。

4 特定課題研究員となろうとする者は、次の書類をリサーチ・イニシアティブセンターに提出し、申請を行うものとする。

- (1) 履歴書1通(学歴、職歴及び業績を含むもの)
- (2) 研究計画書
- (3) 推薦状(学部・研究科及び研究所・研究センターが受け入れる場合)
- (4) 本学の施設利用申請書

(諸規程等の遵守)

第 6 条 特定課題研究員は、本学の定める諸規程、諸規則等を遵守しなければならない。

(秘密保持義務)

第 7 条 特定課題研究員は、本学において知得した情報のうち、機密情報とされるものについては、これを漏洩したり、不当な目的に使用したりしてはならない。任用期間が終了した後も同様とする。

(知的財産等の取扱い)

第 8 条 特定課題研究員が本学における研究の過程又は結果として作成又は取得した研究成果は、本学に帰属し、その取扱いは、「学校法人立教学院発明等取扱規程」その他の規定を準用する。

(施設の利用)

第 9 条 特定課題研究員は、第 5 条第 4 項第 4 号に定める「本学の施設利用申請書」において申請した施設のほか、当該部局長の許可を得て、その施設設備を利用することができる。

(任用の解除)

第 10 条 本学は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特定課題研究員の任用を解除することができる。

- (1) 本人から解除の申し出があった場合
- (2) 本学が、特定課題研究員の疾病その他の理由により、特定課題研究員としての研究活動等を継続することが困難と認めた場合
- (3) 本学が、特定課題研究員の本学に対する名誉棄損等の理由により、特定課題研究員として任用が不相当と認めた場合

2 特定課題研究員の任用の解除は、部長会の議を経て、総長が行う。

(証明書の発行)

第 11 条 本学は、特定課題研究員の任用及び受入履歴に関する証明書を発行することができる。

(その他)

第 12 条 前条までの規定にかかわらず、本学と特定課題研究員との間に書面による取決めがある場合、その取決めを適用する。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、部長会の議を経て、総長が行う。

附 則

この規程は、2011 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2013 年 5 月 16 日から施行し、2013 年 4 月 1 日に遡って適用する。

附 則

この規程は、2014 年 5 月 1 日から施行し、2014 年 4 月 1 日に遡って適用する。